

回 答 書

「松山市児童育成支援拠点事業」業務委託の募集要領等に関する質問について、次のとおり回答します。

通番	項目	質問	回答
1	企画提案書について	実施体制とは具体的にどのような内容を記入すればよいのか？	事業を適正に履行できる実施体制が具体的に提案されているかを評価します。例えば、人員の配置や、こどもからの相談を受ける体制、開所時間の拡充、支援計画の作成などの工夫について記載いただくことを想定しています。
2	企画提案書について	職員配置の「専門分野」とは具体的にどのような内容か？	様式4の4. 専門分野別の職員の状況については、既存の法人に在籍する専門職(社会福祉士、心理士、保育士など)の状況を記載してください。専門分野については業務内容に応じて提案者が必要な分野を設定することが出来ます。 なお、本事業を行う職員の体制については様式5に記載してください。
3	企画提案書の記載方法について	企画提案書に図面や地図などの図表を挿入することは可能か	可能です。必要に応じて提案書書式の枠など大きさを変えて作成していただいても構いません。
4	プレゼンテーションについて	募集要領に「プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない」とあるが、提案書の内容を分かりやすくするため、画像などを追加した PowerPoint を作成し説明することは可能か	プレゼンテーション当日は、こちらでパソコンとプロジェクターを準備しますので、提出していただいた資料を用いた PowerPoint による説明は可能です。 ただし、提出期限後に、追加提案や追加資料の提出はしないでください。
5	参加資格要件について	社会的養護を行う児童福祉施設を運営する…とあるが、保育園を運営している株式会社でも参加可能か？	本事業の支援対象者は、養育環境に課題を抱える家庭のこどもやその保護者であり、適切な生活支援や心理的ケアができる社会的養護に精通した社会福祉法人等を想定していますが、専門的な人員の配置などの実施体制や、送迎支援など本件業務を適切に実施できると判断できる場合は参加資格を認めます。
6	職員配置について	管理者も支援の配置人数にカウントすることは可能か？	管理者も配置職員に含めることができます。人員配置については、仕様書9. (2)職員配置を参照してください。

7	職員配置について	ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員は必須か？	仕様書9. (2)職員配置に記載の通り、ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員の配置が必要です。
8	職員配置について	社会福祉主事の資格保持者は、これに該当するか？	社会福祉主事資格の保持は、心理療法担当職員及びソーシャルワーク専門職員の要件ではありません。
9	心理療法担当職員配置加算とソーシャルワーク専門職員加算について	ソーシャルワーク専門職員配置加算、心理療法担当職員配置加算の要件について、1週間あたりの勤務日数や契約形態(常勤・非常勤等)について条件はありますか？	勤務日数や契約形態について条件はありません。支援を必要とする場合に対応できる体制を構築してください。対象職員が他の事業等で補助対象となる場合には二重交付とならないよう留意してください。
10	運営について	1～3年生が対象となっているが、場合によっては中学生の利用も可能か？	支援対象者は、松山市要保護児童対策地域協議会が把握している要保護児童や要支援児童であり、市が申請を受け、受託者と調整の上、利用を決定します。 本事業の対象年齢は小学生1～3年生としていますが、利用者のきょうだいなど、同時に支援の必要がある場合などは柔軟に検討したいと考えています。
11	運営について	不登校の児童が利用する場合は、午前中から開所することは可能か？	平日は13時から19時までの開所の上で、午前中から開所することは差し支えありませんが、委託料の加算はありません。
12	運営について	食事の提供は、利用者全員にするのか、希望者のみにするのかは受託事業所が判断するのか？	原則、利用者全員に食事を提供することを想定しています。 ただし、利用者が何らかの理由で食事の提供を望まない場合については、柔軟に対応したいと考えています。
13	運営について	スティグマ防止のため習い事などを取り入れた場合、講師料等は助成金から出してもよいのか？	学習支援や課外活動の提供の一環として行う場合は委託業務の内容であるため、委託料の対象経費となります。(他の事業の利用者と区別せずに習い事等を行う場合、本事業の対象児童のみ委託料の対象となります。)
14	運営について	大雨・洪水・暴風警報発令時は休みとなるとあったが、送迎をする場合は開所してもよいのか？	警報等の発表により災害の発生が予想される場合には、送迎の有無に関わらず閉所とします。

15	運営について	防火管理者もしくは防災管理者および食品衛生責任者は必要か？必要だった場合、管理者が両方兼任することは可能か？	防火管理者・防災管理者の選任については施設の用途や収容人数等によって異なるため、消防法を所管する松山市消防局予防課又は管轄消防署にご確認ください。 食品衛生法に基づく届については、食品衛生法を所管する松山市保健所に事前にご確認ください。 管理者が兼任することは差し支えありません。
16	運営について	食事の献立は栄養計算等が必要か？また、栄養士がたてたものでなくてもよいのか？	栄養士の配置は必須ではありませんが、仕様書15. 安全対策及び衛生管理に記載の「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照して、どのような食事の提供を行うか、提案してください。
17	仕様書 7. 開所 日数・時間	平常の開所日(仮に月～金とする)以外の日(仮に日曜日)に課外活動を提供した場合、繰替え休業として平常の開所日に閉所することは可能か	こどもの居場所を作る目的から、原則平日は開所する必要があります。課外活動は長期休業時に提供する等を想定していますが、必要に応じて市と別途協議してください。
18	仕様書 7. 開所 日数・時間	開所時間の考え方について。仕様書に示されている時間(平日 13 時から 19 時、長期休暇等 9 時から 18 時)の間に送迎時間は含まれているのか否か	原則として開所時間に送迎時間は含んでいません。
19	仕様書 7. 開所 日数・時間	開所＝支援対象者の受入れを行う日なのか。例えば、5日のうち、4日は支援対象者の受入れ、1日は事務作業や関係機関との連携の日としたり、支援対象者に対して「送迎は行わないが〇〇時から●●時で希望者はおこしください」という日に充てることは可能か	週 5 日開所し、支援対象者の受入れを行ってください。事務作業や関係機関との報告や連携については、開所時間内で対応することを想定しています。 また、拠点の利用は原則送迎を必須としています。
20	仕様書 7. 開所 日数・時間	平常の開所日(仮に月～金とする)に祝祭日があたった場合。閉所としてもよいのか、開所とすべきなのか。開所とする場合、長期休暇等で示された時間での開所とすべきなのか	平日の開所日は学校の授業のある日であるため、祝祭日は閉所の取り扱いとしています。開所する場合の開所時間の決まりはありません。
21	仕様書8. (6)学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携	ガイドラインに、「本事業の利用者が希望した場合、同一施設内で実施される事業と本事業の利用者との交流の機会を設定することが望ましい」との記載がある。児童養護施設三愛園が実施するイベント(ハイキング、お月見会等)へ参加勧奨と参加はこれにあたるか	国の「児童育成支援拠点事業ガイドライン」のとおり、交流の場を広げることを目的に同一施設内でのイベントの参加勧奨や参加について、制限するものではありませんが、ステイグマ対策、安全安心の観点から、市の児童育成支援拠点事業支援コーディネーターと協議の上で、進めていきたいと考えています。

22	仕様書 4. 支援対象者 8. (7)保護者への情報提供、相談支援	本事業を利用することとなる保護者・児童について、選定は松山市が行うとあるが、利用決定に至る過程で事業所見学や事業所担当職員との面談など、事業所側が利用者側と顔を合わせる機会は想定されているか	市が本事業の利用が必要と判断する家庭に事業を紹介・利用勧奨し、保護者からの申請を受け、運営事業者と協議の上、市が利用を決定します。その際、利用者と運営事業者との面談等も必要と考えています。支援対象者の決定等の運用については、決定した事業者と協議し、詳細を決定します。
23	仕様書 4. 支援対象者 8. (7)保護者への情報提供、相談支援	保護者との関係構築にあたって、松山市の情報提供や介入はどの程度想定されているか	支援対象者は要保護児童対策地域協議会が支援中の家庭であるため、こども相談課の担当の支援職員のほか新たに配置する児童育成支援拠点事業支援コーディネーターが、運営事業者と状況に応じて連携することを想定しています。
24	仕様書 8. (8)送迎支援	「居宅や学校から実施事業所の間等の送迎を必要に応じ実施」とあるが、送迎時に起こるかもしれないトラブルについて、どういったセーフティネットが想定されているか。例えば事業所から居宅へ送っていった際、保護者が不在で連絡も取れない事態が起こった場合、児童を事業所へ連れて帰り、敷地内の児童養護施設でショートステイもしくは一時保護として受け入れるなどが想定されているのか	質問のような事例についても想定されます。受託事業者は、状況に応じて、市や児童相談所と連携を取り、こどもの安全安心を確保できるよう、あらかじめ対応マニュアルを作成する等、適切に対応してください。なお、対応マニュアル等の作成にあたっては、受託事業者が決定となれば、児童育成支援拠点事業支援コーディネーターと協議していく予定としています。
25	仕様書 8. (8)送迎支援	居宅や学校への迎えの際、利用者本人(児童)から通所を拒否された場合の対応はそうていされているか	状況に応じて、対応する必要がありますので、保護者の意向を確認の上、必要に応じて市と協議することとなります。
26	仕様書(別紙1) 9.(1)設備及び職員配置について	①児童が集まることのできる本事業専用のスペース 50㎡は②学習室等を含むという理解で正しいか。また、②学習室の一部と⑥調理室(リビングルームのような使用方法)等、部屋の用途は別の用途の部屋と兼ねることができるか。	専用のスペースとして概ね50㎡は必要ですが、一部学習室を兼ねることは可能です。また、各部屋の用途を兼ねることは可能ですが、それぞれの機能を発揮できるようにしてください。
27	仕様書(別紙1) 9.(1)設備及び職員配置について	③相談室と④静養室を兼ねることができるか。	兼ねることは可能ですが、必要な時に使用できないことがないように、予備の部屋を用意するなど、十分に配慮してください。
28	仕様書(別紙1) 9.(1)設備及び職員配置について	調理室や便所等、使用時間が重ならない場合に他施設(同一建物の別事業)と共用が可能か。	専用スペース以外は、同一建物の別事業と併用で構いません。

29	仕様書(別紙1) 9.(1)設備及び職員配置について	その他、設備に関する注意事項等があれば、併せて教えてください。	仕様書19. の通り国のガイドラインを参照の上、疑義が生じた場合は、市と協議してください。
30	開設準備経費について	募集要領に「家財道具、調理器具等、生活必需品の購入」が対象とあり、様式8に「2社以上の見積書を資料として提出してください」との記載がある。筆記用具や学習教材(テキスト)、児童の食器や箸など細々とした物も対象になると考えるが、全てについて2社以上の見積書の提出が加算の要件とされるのか	開設準備経費の対象については、すべての対象が網羅されるよう2社以上の見積書の提出をお願いします。1つの物品に対して見積書を一つずつ作成する必要はなく、対象物品をまとめて見積りいただき、内訳として表示するなどして、提出していただいても構いません。
31	開設準備経費について	建物の改修工事は2社からの見積もりが必要ですが、エアコンや机、椅子、プリンター、電灯、パソコン、カーテンなどの備品の見積もり書も必要ですか？また2社見積もりが必要なものを教えてください？家財道具、調理器具等、生活必需品の購入金額の積算はエクセルデータ等で提出する方法でいいのでしょうか？	開設準備経費の対象については、すべての対象が網羅されるよう2社以上の見積書の提出をお願いします。1つの物品に対して見積書を一つずつ作成する必要はなく、対象物品をまとめて見積りいただき、内訳として表示するなどして、提出していただいても構いません。
32	開設準備経費について	開所準備経費として、利用する施設の安全対策として、隣接する道路へのこどもの飛び出しを回避するための「フェンス」を設置しますが、これは対象となりますか。	資産形成にあたるものは原則対象外となります。
33	開設準備経費について	食卓用の机は自団体で作る予定です。その場合の材料代は対象となりますか？	開設準備費の対象となります。但し、材料費についても2社以上の見積もりを提出してください。
34	賃貸料補助加算について	建物の賃貸料の金額についてはどのような資料を提出すればいいのでしょうか？	見積書等を提出してください。なお、敷金は返ってくる前提となるため賃貸料補助加算に含めることはできません。
35	賃貸料補助加算について	2棟を使って活動をやりたいと考えています。事務室と静養室のある施設と児童が集まる本事業専用のスペース、学習室、相談室がある施設の2棟で事業を実施するのは可能でしょうか？トイレ、調理室、浴室は両施設に配置しています。	可能な限り同一拠点で実施することが望ましいですが、実施が困難な場合において、近隣の拠点(同一敷地内)を併用して事業を提供してもかまいません。なお、他の事業と同一施設で実施する場合は、運営(職員配置)や経理等を適切に区分して実施をお願いします。

36	その他の事業	送迎用の車をリースで借りたいのですが可能でしょうか？	車両のリース(所有権移転を伴わない)代は運営費の対象となります。なお、車両購入費は資産形成、車検代は資産維持費になるため対象外です。また、税金も対象外です。
37	その他の事業	平日の開始が13:00 となっていました、10:00 から開始としてもいいのでしょうか？	開所時間を広げて実施していただいて構いません。ただし、仕様書の7. 開所日数・時間のとおり学校の授業のある日(平日)は13時から19時、学校の授業の休業日(長期休暇期間等)は9時から18時は開所するようにしてください。
38	その他の事業	定員が20名となっていますが、1日に参加することも20名なのか、登録者が20名なのか教えてください。登録していても毎日来る子どもと、週1回の利用の子どもや週末のみ参加の子どもがいる場合もあると思うので教えてください。	支援対象となることも20名を登録し、1日最大20名が拠点を利用する想定です。週1回の利用ではなく、20名の子どもが、原則毎日利用することが可能な体制を整えてください。
39	その他の事業	20名というのは小学生と中学生のみですか？高校生で支援が必要な場合は対象になりますか？	本事業の支援対象者は、松山市要保護児童対策地域協議会の支援家庭で主に小学生1～3年生の児童を対象としています。柔軟に対応するため市が認めた場合はこの限りではないとしています。
40	その他の事業	こどもは居場所まで来る元気がなくて、自宅まで訪問支援をしている場合も入りますか？今後は施設まで送迎する想定で支援します。	本事業は、支援を必要としている児童に安心安全な居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート等の支援を提供するとことを事業の目的としています。このため支援対象児童が、何らかの理由によって、拠点まで来られない場合に、家庭訪問しこどもに寄り添った支援を行うことについて制限するものではありません。 ただし、拠点の支援対象者でないこどもたちに、利用を前提に自宅訪問し支援することについては本事業の対象とはなりません。
41	その他の事業	支援対象者と認定される方法を教えてください。要保護世帯、生活保護世帯は対象なののでしょうか？母子家庭、父子家庭、祖父祖母に育てられているこどもで、学校にも家にも居場所のない子どもは対象ですか？	当事業の支援対象者は、松山市要保護児童対策地域協議会(要対協)の対象となる支援家庭で主に小学1年生から3年生までの学童期の児童です。 市が本事業の利用が必要と判断する家庭に事業を紹介・利用勧奨し、保護者からの申請を受け、運営事業者と協議の上、市が利用を決定します。また、要対協の支援家庭とは、虐待等により保護者が児童を看護するこ

			とが不適當であると認められる要保護児童と虐待若しくは、虐待の発生の恐れがあり、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童であり、要保護世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯であっても要保護児童若しくは要支援児童でなければ本事業の支援対象となりません。
42	その他の事業	当団体が別事業として行っている自然体験活動などに、当該児童も一緒に参加することは可能でしょうか？	参加可能です。他の利用者と共同する場合は、拠点の支援対象児童のスティグマ等に十分ご配慮ください。
43	その他の事業	対象を限定せずこども食堂や無料塾などを実施する場合、対象となっているこどもの分だけ交付対象となると考えるのか、市が必要と判断したこどもとして、すべての参加者を交付対象と判断してよいのでしょうか？	本事業の支援対象者に係る経費のみが委託料の対象となります。事業実施については運営や経理等を適切に区分して実施してください。
44	その他の事業	一般のこども（児童育成支援拠点事業の対象にならないこども）も同一施設内で預かっている場合、これは認められますか？	児童育成支援拠点事業の利用者の専用スペースを確保し、その他本事業に必要な要件を満たしたうえであれば、同一施設内において本事業の対象とならない児童を預かることは可能です。（ただし本事業の支援対象者に係る経費のみが委託料の対象となります。）他の事業と同一施設で実施する場合は、運営（職員配置）や経理等を適切に区分して実施をお願いします。
45	その他の事業	開所時間には、開所前の準備作業や閉所後の後片づけも開所時間に含めて良いのでしょうか？開所前後の準備・片付け・事務の時間にかかる人件費は補助対象となりますか？	開所時間は児童を受け入れる時間を想定していますので準備・片付け・事務のみの時間は含まれません。開所前後の準備等も委託業務の内容に含まれるため人件費については委託料内での対象経費となります。
46	その他の事業	食事や送迎、体験活動費について、利用者負担を設定することは可能ですか？	支援対象の児童には、経済的な支援を必要とする世帯もいるため、利用にあたっては、原則無料としています。体験活動等で実費を必要とする場合は、市と協議の上で、必要最小限度の参加費を徴収することができますとしています。（仕様書11.を参照）
47	その他の事業	対象者に「②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない児童及びその保護者」とありますが、この、「家庭のみならず」とは、	問 41 回答のとおり、当事業の支援対象者は、要対協の支援対象者（要保護児童・要支援児童）となります。その対象のなかから、市が①②③のいずれかに該当し、拠点利用を特に

		家庭の養育環境等に問題があることが必須となるのでしょうか？家庭の問題の有無に関わらず、不登校や行き渋りの児童生徒を対象として良いのでしょうか？	必要とする児童や保護者を選定することを示したものです。
--	--	--	------------------------------------